

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月3日(金)午前9時30分から午前11時36分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
委員	3番 瀬戸 真一
	4番 原 美子
	5番 小澤 さよみ
	6番 一ノ瀬 律生
	7番 中村 良治

推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号	農地法の規定に基づく許可について ＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞
議案第2号	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について
議案第3号	農地利用集積計画(農地中間管理事業)について
議案第4号	農地利用配分計画(案)について
議案第5号	非農地の承認について
議案第6号	農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について
議案第7号	農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当しない土地の判断について
議案第8号	農業振興地域整備計画の軽微な変更について

## 報告事項

(1) 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用

### 6. その他

### 7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 高倉 健一郎
書記	役場産業振興課農政係係員 小松 由季 役場産業振興課農政係 中澤 貴子

### 8. 会議の概要

#### (開会)

<新村職務代理>

みなさん、おはようございます。ただ今から辰野町農業委員会総会を開会いたします。

#### (会長あいさつ)

<福島会長>

あらためまして、おはようございます。こここのところ、雨がよく降ったりする天気が続いています。田んぼはうまくいけば9月頃には刈り取りが始まるという段階でございます。農業委員会も転作も無事終了し、これから農地パトロールがありますけれどもよろしく申し上げます。今日はどうもご苦勞様です。

#### (議事録署名委員の指名)

<福島会長>

3番の瀬戸委員さんと4番の原委員さん、よろしくお願いいいたします。

<赤羽事務局次長>

議事に入る前に、先月の総会で議案第1号にありました農地法第5条5番、太陽光発電関連について質問をいただいておりますので、その件について事務局より説明いたします。

<事務局 小松>

先月の総会でご質問をいただきました、農地法第5条5番、譲受人Aによる太陽光発電施設の新設の議案につきまして報告をさせていただきます。Aの担当の方と連絡をとりまして確認したとこ

ろ、太陽光発電施設が完成した後、その施設を経営する予定の方のお名前と連絡先を伺いましたので、担当地区の中村委員と宇治推進委員にお伝えしたところです。業者の情報として、FIT法という太陽光に関わる法律により発電出力が 20 キロワット以上の太陽光発電施設を設置した場合には、発電出力と発電設備の内容や発電事業者、責任者の氏名、連絡先等が書かれた看板の掲示が義務付けられているということです。

### (議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくをお願いします。

### 【議案第1号、3条の規定による許可申請について1～2 番朗読】

<高倉事務局次長>

1 番、所有権の移転でございます。地図は 1 ページをご覧ください。

神奈川県川崎市麻生区高石<sup>あさおくたかいし</sup>…丁目…番…号にお住まいのAさんが所有いたします、

中央…番…、地目は田、面積 1144 m<sup>2</sup>を、

中央…番地にお住まいのBさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは遠方にお住まいで耕作が困難なため、近隣にお住まいのBさんが取得し、農業経営の拡充をしたいということであります。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は 23 アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

6 月 17 日午後、私とBさんと原さんとで現地にて立ち会いました。現地は(場所の説明)にある長年耕作のされていない土地でした。現地は中央の土地区画整理をされた場所で、境界もはっきりしておりますし、Bさんも農業には真剣に取り組んでおられますので、不作付地がなくなるということは非常にいいことじゃないかなと思います。別に問題はないかと思われまます。ご審議をお願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

埼玉県草加市谷塚町<sup>やつかちょう</sup>…番地にお住まいのCさんが所有いたします、

中央…番、地目は田、面積351㎡を、

大字辰野…番地にお住まいのDさんが取得するものです。

譲渡人のCさんは遠方にお住まいで耕作管理ができず、親戚であるDさんが耕作していましたが、このたび無償にて譲り受けることとなりました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は33aで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

6月17日にDさんと司法書士の方と、原さんと私の4人で現地にて確認しました。現地は(場所の説明)です。この1~2年、田んぼは休耕になっていましたが、Dさんがこれから耕作をしていくということです。現地は土地区画整備がされ、境界もはっきりしており、別に問題はないかと思われま。ご審議お願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### 【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<高倉事務局次長>

山林への転用でございます。地図は3ページをご覧ください。

大字小野…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、大字小野字林腰<sup>ばやしこし</sup>…番…、地目は畑、面積26㎡に植林をし、山林とするための申請でございます。

申請地は山林に隣接しており、また、既に隣接の農地にもヒノキを植樹しており、農地としての利便性もよくないことから、ヒノキを植林して山林としたい計画です。

申請地は、山林に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりな

い農地であり、農地法第4条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては中村委員、宇治推進委員から意見書をいただいております。

<中村委員>

詳細につきましては事務局から説明があったとおりです。面積が26㎡ということで、小さな面積でありますけれど、周囲が既に山林となっておりますのでなんら問題ないと思います。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### 【議案第1号、5条の規定による許可申請1～5番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、使用貸借権の設定でございます。地図は4ページを、配置図は5ページをご覧ください。

大字赤羽…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字樋口字矢沢原…番…、地目は畑、面積212㎡を、

大字樋口…番地…にお住まいのBさんが借り受け、事務所併用住宅敷地の拡張として、自転車置場・物置・子供の遊び場・家庭菜園地を新設するための申請であります。

申請地は既に令和元年に工事が行われ、敷地拡張されているため、事実上追認の許可という形になります。この件につきましては、昨年10月の総会時にご説明させていただきましたが、平成21年に農振除外、宅地転用を行った際、今回の申請部分につきましても農振除外、転用許可がされていると思込んでいたため、拡張工事を行ってしまいましたが、境界の位置が違うことが分かり、あらためて農振除外の申請をしていただき、令和2年4月21日に農振除外の公告が済み、今回の5条申請ということになりました。

本来でしたら、現状回復命令を出したうえで、通常の手続きを踏むところではありますが、申請者からも顛末書が出され、反省していることや、原状回復は実質不可能であることを鑑み、追認という形での申請を受けました。

申請地は、宅地に囲まれた10ha未滿の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定され、住宅居住者の日常生活上または業務上必要な施設で、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては、瀬戸委員、宮島推進委員から意見書をいただいております。

<宮島推進委員>

この件については、Aさんからの申請がいろいろ遅くてクレームはつけました。内容については問題ないと思います。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は6ページを、配置図は7ページをご覧ください。

大字平出…番地…にお住まいのCさんが所有いたします、

大字平出…番…、地目は田、面積736㎡を、

大字澤底…番地…にお住まいのDさんと、

大字平出…番地…号にお住まいのEさんが共同で取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲受人のひとり、Eさんは、町内のアパートで生活していますが、手狭になったことから、申請地に、父親であるDさんと共同で住宅を新築したい計画であります。

申請地は準工業地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、新村代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

<新村代理>

6月3日に古村推進委員と土地家屋調査士のFさんと私の3人で現地確認をしました。事務局からの説明のとおり、(場所の説明)の近くでして、隣にアパートもあり、宅地化されているところです。耕作されていない土地でしたが、境界ははっきりしていましたし、道路も通っておりましたので問題ないと思います。ご審議をお願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は戻りまして1ページを、配置図は8ページをご覧ください。

神奈川県川崎市麻生区高石<sup>あさおくたかいし</sup>…丁目…番…号にお住まいのGさんが所有いたします、中央…番…、地目は田、面積288㎡を、

大字平出…番地…にお住まいのHさん、Iさんが共同で取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲渡人のGさんは遠方にお住まいで耕作、管理が困難なため、農地の有効活用を考えておりました。

譲受人のHさん、Iさんは町内のアパートで生活していますが、家族が増え、手狭になったことから、申請地を取得し住宅を建築したい計画であります。

また、先ほど3条1番で審議いただいた隣の農地は、Iさんのお父さんが農地として取得することから、生活をするうえでも利便性が高い場所であります。

申請地は第1種中高層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

#### <吉江推進委員>

6月17日にIさんと原さんと私で現地を立ち会いました。(場所の説明)の場所です。こうなった理由は、Gさんが切り売りはしないで、一括で購入してもらいたいということで、Iさんのお父さんとHさん、Iさんとで分けるということになりました。宅地として買うには広すぎるということなので、必要分だけということでした。境界もはっきりしており、4メートル以上の道路もあり、上下水道も完備しているので問題ないと思われまます。ご審議お願いします。

#### <福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### <高倉事務局次長>

4番、使用貸借権の設定でございます。地図は9ページを、配置図は10ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのJさんが所有いたします、

大字伊那富字仮宿…番…、地目は田、面積189㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいのKさんが借り受け、駐車場用地を新設するための申請であり

ます。

借受人のKさんは貸付人のJさんと親子であり、現在申請地隣の住宅と一緒に生活していますが、子供が成人し、自家用駐車場が不足になったことから、父所有の農地に自家用および来客用計7台分の駐車場を新設したい計画であります。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

#### <原委員>

6月17日に司法書士さんと吉江さんと私の3人で確認に行ってきました。事務局から説明があったとおり、境もはっきりしていますし、大人数になって駐車場もほしいということで、問題ないかと思えます。ご審議をお願いします。

#### <福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### <高倉事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は11ページを、配置図は12ページをご覧ください。

松本市大字松原…番地…にお住まいのLさんが所有いたします、

大字辰野字堂村…番…、地目は畑、面積21㎡を、

大字辰野…番地…にお住まいのMさんが取得し、住宅敷地の拡張をするための申請であります。

今回の申請については、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者のNさんは、住宅敷地を拡張するため平成13年に5条の許可を受け申請地を取得しましたが、隣接地との間に段差があったため、敷地を拡張するためには盛土をし擁壁を築造する必要があったため、費用面で工事に着手できないまま、平成25年にお亡くなりになり、計画を断念しておりました。今回は隣にお住まいの継承者であるMさんが申請地を取得し住宅敷地の拡張をしたい計画であります。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。



<原委員>

6月18日に司法書士さんと吉江さんと私で現地を確認しました。事務局から話があったんですが、ちょっと複雑で理解するのに時間がかかったんです。LさんはNさんのお嬢さんで、今松本にお住まいで、ここに住む予定はないということです。この家と土地をなんとかしなくてはいけないと思っていたところ、土地はMさんが取得してくれるということになり、今回の申請になりました。土地は境もしっかりしており、問題はありませんでした。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### **【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<高倉事務局次長>

利用権の設定であります。計11件、16筆、面積は17,078㎡、詳細は議案書の10ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### **【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】**

<高倉事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計11件、26筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書13ページをご覧ください。農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と13筆合計10,067㎡について5年5ヶ月の使用貸借権を、1筆1,933㎡について7年5ヶ月の使用貸借権を、12筆合計8,684㎡について10年5ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 【議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<高倉事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく13ページをご覧ください。

Aへ11筆合計8,914㎡について5年5ヶ月の使用貸借権、9筆5,787㎡について10年5ヶ月の使用貸借権を、Bさんへ1筆1,933㎡について7年5ヶ月の使用貸借権、2筆1,592㎡について10年5ヶ月の使用貸借権を、Cさんへ2筆1,153㎡について5年5ヶ月の使用貸借権を、Dさんへ1筆1,305㎡について10年5ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構とA、Bさん、Cさん、Dさんとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 【議案第5号、非農地の承認について】

<高倉事務局次長>

非農地証明書の交付申請であります。地図は13ページをご覧ください。

こちらの土地の名義は、亡A相続財産となっており、長野家庭裁判所伊那支部にてその相続財産管理人が選任されておりますので、相続財産管理人からの申請を受け付けました。辰野町大字平出…番地…に事務所を構える司法書士のBさんが相続財産管理人となっております、大字小野…番…、地目は田、面積179㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は昭和36年頃から始まった(場所の説明)の道路拡幅工事の際の残土が捨てられたため、昭和50年頃には土手になってしまい、田としての利用が不可能となっていました。申請地を農地に復元するのは容易ではなく、農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われまます。

この件につきましては、中村委員、宇治推進委員に現地をご確認いただいております。

<中村委員>

宇治推進委員と現地を確認しました。事務局から説明があったように、道路の拡幅工事のときに残土の処理をするために捨てたということでもあります。当時の所有者のAさんはもうお亡くなりになっていて、管理人からの申請ということになります。雑種地に地目に変更された後には、この土地の近所の方が取得してくれるということです。草が生い茂っているようなところですのでよろしくお願ひします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### **【議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について】**

<高倉事務局次長>

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。

地図は14ページをご覧ください。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は辰野町大字横川…番、…番…、…番…、…番…、以上4筆です。詳細は議案書のとおりであります。申請地は空き家バンクに登録した物件に隣接し、農業振興地域内の農用地(青地)の農地であります。農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに4筆を設定区域としたいと考えております。

この件につきましては、一ノ瀬委員、根橋推進委員に現地をご確認いただいております。

<一ノ瀬委員>

6月29日に事務局と私と根橋さんと現地確認をしました。先月、同じ件で設定した所の近くであり、空き家と今回の畑との間に1筆畑があるんですが、隣接していることや耕作をするという前向きな案件ですので、特に問題はないと思います。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 【議案第7号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当しない土地の判断について】

<事務局 中澤>

ご説明いたします。

議案書 19 ページから 33 ページにあります一覧は、平成 29 年～30 年度に農業委員、推進委員の皆さんに見ていただきました荒廃農地の調査・農地パトロールで B 判定となった農地のうち、官公署や地区共有地、所有者および経営者の不明地、無断転用と思われる農地等を除いた筆に関して、今回の総会において、農地に該当するか否かをご判断いただきたい農地です。

別紙「「農地法の運用について」の制定について」をご覧ください。抜粋になりますが、☆印のついている部分「第 4 遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについて」の中の (3) のアに、荒廃農地の調査等を踏まえ、農地に該当するか否かについて農業委員会で判断をすることとされています。次の (4) アとイに記載のあるとおり、森林の様相を呈している、周囲の状況から見て復元しても継続利用ができないと見込まれるといった場合が判断基準となります。

今後の流れとしましては、今回の総会でご判断をいただきました農地を、県、町、法務局等の関係機関に通知するとともに、所有者もしくは経営者にも通知をいたします。所有者は判断された農地を非農地にするため、ご自身で法務局での地目変更登記をしていただき、山林や原野などの地目に変更され、農地基本台帳から削除され、課税額等も変わってきます。

今回のリストにつきましては、ご担当地区別に先日お送りさせていただきましたが、ご覧いただき、場所によっては今後解消していくべき農地であったり、周囲の状況から見て非農地とするべきではない農地もあるかもしれませんので、そうご判断いただく農地については事務局へお知らせください。そういった農地についてはリストからはずし、それ以外の農地について通知をお送りします。

所有者への発送の日程ですが、7 月末から、およそ 2 週間で 50 件ずつ、今のところ 363 件ありますので、11 月半ばくらいまでには送り終えたいと考えております。

今回の非農地判断は、パトロールの結果を反映し、農地を選定させていただきましたが、実際には明らかに山林内に残っている田畑や、農地として復元できないような田畑がまだまだあります。法務局との打ち合わせで、地目変更に来ると予想される所有者の人数を受け入れられる限度がこの位ということなので、また時期をずらして実施していく予定です。

あらためまして、今回の農地に該当しない土地の判断につきまして、ご審議をお願いいたします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。

<中村委員>

H29、H30年の農地パトロールでB判定とされた農地を、今の農業委員も実際見て判断していればいいが、これだけの面積のところを果たして全部山林や原野に地目変更していいのか疑問に思う。なかには、圃場整備を実施している農地もあって、例えばその真ん中でアカシヤがはえていて、その所有者は管理していないので原野化している所を原野に地目変更した場合、農業委員会から手が離れてしまうので、今後指導ができなくなるのを懸念している。そういうのが例になって、数年後に木が生えてきて、原野に非農地扱いをしていくようなケースが心配されるので、慎重に今回の農地についてはしていったほうがいい。

<事務局 中澤>

まず、H29、H30年の農地パトロールでB判定された農地は、前回の農地パトロールでも同じくB判定をされた場所です。長年Bとされた農地ではあります。もし今回非農地にはしない農地がある場合は、その所有者に対しあらためて利用意向調査をおこない、活用方法を伺っていく。

<中村委員>

小野の場合ですが、圃場整備を親の代で実施しているが、子はそこを管理せず、周囲に迷惑をかけている所がある。農業委員会から指導が出せる状態にしておかないといけないような農地もある。

<赤羽事務局長>

事務局からは、農地パトロールで見てきていただいた農地に対して判断しているので、今のような事案については、今回のリストから外して、活用方法をさぐる。

<野澤典生推進委員>

農振地域も非農地にできるのか？

<事務局 中澤>

実際青地であるのに山林内に位置する農地もあるので、非農地にはできる。

<中村委員>

農地以外になった場合は、宅地にしようが、太陽光にしようが別に問題なくなっちゃうというのが心配。残土処理の捨て場になったりとか、実際そういう所もあるので、農業委員会として目を光らせていかないといけないのでは。

<事務局 中澤>

明らかに山の中だったら非農地にするのは問題ないと思うが、圃場整備した場所や、無断転用を伺わせるような場所、復旧できる可能性がある場所について非農地にしてしまうのは良くないので、そういう所はリストからはずして、今後の状況判断をしていっていただきたい。たとえ通知を送っても、本人が法務局へ行って地目変更しなければ、登記はそのまま。登記変更したものは農地台帳から削除され、課税額も山林、原野課税になる。

<根橋推進委員>

前年度、わたしたちも再生農地かどうか見て回ったが、このことまで完璧に意識して見てこなかった部分がある。前はいつやったのか？

<事務局 中澤>

前は平成 28 年に送付している。本来は毎年行わなければならないものだが、平成 28 年以降実施していなかったこともあり、判断しなければならない農地が増えてしまった。県からの実施要綱もふまえ、B判定の農地については所有者に非農地への変更を促す。

<赤羽事務局長>

国からは荒地で戻せないところは農地にしておく必要はないでしょという通達があり、農業委員会側から見ていただいたなかで、ここは山林原野ですねという通知が出せるということです。圃場整備の真ん中とかそういう所を認めちゃうと、やはり問題はある。しかしながら、概ね木が茂っているような所は現況山林ということで、現況回復して下さいとは言えないし、所有者側も山林という意識でいる。

<根橋推進委員>

28 年の時、出した件数に対して地目変更がされた確率ってのはどのくらいなのか。また教えてほしい。

<赤羽事務局長>

今回のリストにおいては、状況によって外すこともできるので、全体的にはこういう制度は活用していきんですが、委員さんからの意見等をふまえて精査していけばいいと思う。もう一回今度の農地パトロールで見てもらって、

<宮島推進委員>

判断することが重要なので、農業委員が現場をしっかりと把握した状態じゃなければ判断はできない。今度のパトロールで、問題の出るようなところはもう一度しっかり見て、判断したほうがいい。

<赤羽事務局長>

この内容については、継続的な審議をしていきたい。パトロールで再度確認いただいて、制度的な部分を使える所は使って、皆さんからご判断をいただくという提案をさせていただきます。

<事務局>

今回議案としてあげさせていただいた筆に関しては、前段階として、現況地目が山林で明らかに山の中の農地に関してはリストから抜粋して皆さんにお示しするので、それ以外の農地について農地パトロールで重点的に見てきていただきたい。

<中村委員>

心配なのは、現況が原野になっているところだと思う。

<赤羽課長>

平成24年、平成28年実施部分の筆と重複してある部分があるかは確認し、農地パトロールについても後々判断していただくということを皆さんに承知していただきながら、継続的に判断していただいてあらためて次回の総会に図らせていただくこととなります。

<福島会長>

それでは、継続的に判断いただくということによろしいですか？（異議なし）

**【議案第8号、農業振興地域整備計画の軽微変更について】**

<高倉事務局次長>

農業振興地域整備計画の軽微変更であります、こちらは軽微な変更ということで農振農用地からの除外ではなく用途の変更を行うものであります。

農振農用地の除外につきましては年に2回、農業振興地域整備促進協議会で審議しておりますが、農地法第4条の届出等軽微な変更に関する用途区分の変更に関しては、農業委員会で審議可能の案件とされております。農業振興地域整備促進協議会は、次回9月開催予定であります、申請者の利益を鑑み、本日の農業委員会総会にて、ご審議いただくこととさせていただきました。

今回の案件ですが、本来農業振興地域整備計画の軽微変更の審議をし、承認いただければ、次月の総会で報告事項とさせていただく流れなのですが、事務局にて農業振興地域であるにもかかわらず、軽微変更審議をしないまま、報告事項としてあげてしまいましたので、順番が逆になってしまいましたが、軽微変更の審議をお願いいたします。以降、このような間違いがないよう気を付けます。

それでは申出の概要であります。地図は15ページをごらんください。

辰野町大字赤羽…番地にお住まいのAさん所有の大字赤羽…番…、地目は田、面積784㎡のうち85㎡を農業用倉庫として利用するための申請です。現況施設の老朽化と、水稻作付面積が増えたことにより、作業効率を図るための農業機械等を収納する倉庫を建設のため、用途変更を行うものでありますので、ご承認をお願いします。尚、A委員には、ご本人に関する議案事項であるため、議事参与の制限がありますので、A委員を除く委員の皆様のご承認をお願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 報告事項

<高倉事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)認定電気通信事業者による中継施設等の設置に伴う農地転用でございます。議案書 36 ページ、地図は 16 ページをご覧ください。農地法施行規則第53条において、電気事業者による送電用電気工作物等の設置については、許可不要案件となりますが、辰野町農業委員会では事業計画書等の書類を提出していただくことになっています。

大字伊那富字宮下…番、地目は田、面積 633 ㎡のうち 9 ㎡を、



Bが、携帯電話用無線基地局建設のため、コンクリート柱を建設し、小型無線装置を設置いたします。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

<福島会長>

議事がスムーズに終了することができ、ありがとうございました。以上をもちまして、議事の部分につきまして終了いたします。

## その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について  
(事務局 小松) →該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○「農業委員会研修テキストシリーズ③農地関連法制度」の配布について(事務局 小松)  
①②は配布済み

○第5回県農業委員会大会における要請事項について(事務局 小松)  
✂切7月22日

○令和2年度農地パトロール日程・協力員連絡票について(事務局 小松)  
9月1日～18日(前年実施後の意見を反映し、期間を例年より長くした)  
今年度からタブレット利用。

○「農業に関するアンケート」集計結果について(事務局 中澤)  
別紙参照。  
令和2年2月実施。地区別の詳細結果は事務局まで。

○人・農地プランについて(高倉事務局次長)  
本来なら6月下旬あたりから各地区で懇談会を実施すべきところだが、コロナウイルスの関係で開催ができていない。今年度は今までの5地区を更に細分化して23地区で話し合いを行う予定。  
再度スケジュールを調整して、9月下旬から行えればと考えている。次回総会以降、予定をお示しする。

○農地相談活動等の情報共有について(事務局 中澤)  
別紙参照(未解決案件についても進捗状況報告)

○遊休農地発生防止・解消対策(黒えごまの栽培)について(古村推進委員長)

7月17日(金)15時～草取り、土寄せ、間引き(雨天の場合は7月20日)

持ち物:はさみ、長靴、手袋、三角ホー(草かき)、飲み物

作業後、旧JA青果場にて暑気払い(雨天決行)

○今後の予定(事務局 小松)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:8月4日(火) 午前9時30分から 役場第6会議室

<赤羽事務局長>

長時間にわたりありがとうございました。閉会を新村代理お願いします。

(閉会)

<新村職務代理>

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印